

姫路市中学校部活動の地域展開

新たな地域クラブ活動「**姫カツ**」

活動ガイドライン

姫カツ

(姫路市中中学生スポーツ・文化芸術活動) とは？

“やってみたい” を実現

チェンジ
Change (変わる)

学校部活動から変わる新しい形の地域クラブ活動です

チャレンジ
Challenge (挑戦する)

中学生から初めて挑戦できる活動、多様な種目に挑戦できる活動です

コミュニティ
Community (つながる)

学校の枠を超え、他校の中学生、地域の多世代の人たちと交流できる活動です

令和 7 年(2025 年) 6 月 【第 2 版】

姫路市教育委員会

本ガイドラインは、これから姫カツの実施団体（以下、姫カツクラブ）及び指導者として参画をされる、または検討をされている団体や指導者の方々に向けて、姫カツの趣旨や活動の詳細について、令和６年１２月に姫路市教育委員会が策定した「姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動（新たな地域クラブ活動「姫カツ」）推進計画」（以下、推進計画という）の内容（９ページから１５ページ「４．新たな地域クラブ活動『姫カツ』について」とその補足事項を記したものです。

本ガイドラインをご覧いただき、改革の目的である、少子化が進む中でも「中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境」＝活動の場を確保し、姫路市の子どもたちを学校と地域が「共に育む」という姫カツの趣旨に、一人でも多くの方々にご賛同いただき、ご協力をいただきたく存じます。

部活動改革の背景や目的、スケジュール等の詳細については、推進計画本文をご確認ください。また、姫カツクラブや指導者の募集の詳細については、募集要項に記載しています。

【ガイドラインの内容】

- （１）定義
 - （２）位置付け
 - （３）対象者
 - （４）実施形態
 - （５）実施体制
 - （６）活動場所
 - （７）参加費等
 - （８）保険の加入
 - （９）適切な指導の実施
 - （１０）適切な休養日の設定
 - （１１）指導者の要件等
 - （１２）学校との連携等
 - （１３）姫カツ連携活動
 - （１４）その他
- 〈参考資料〉

(1) 定義

姫路市と学校・関係団体が連携して設立・運営する新たな地域クラブ活動である。

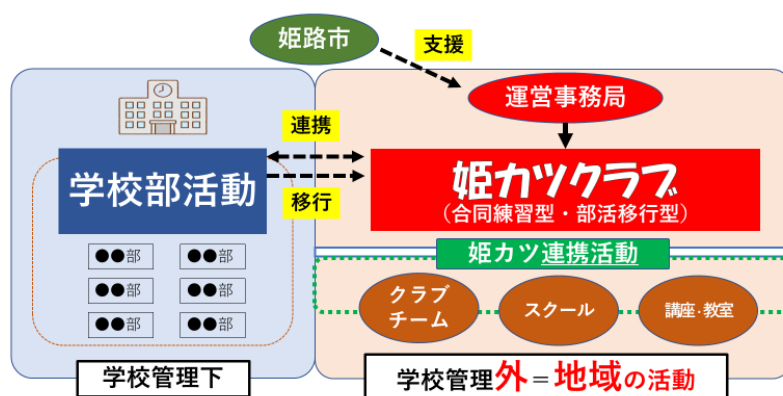
市内の競技団体やスポーツクラブ 21、スポーツ少年団などの関係団体が実施し、各活動での指導は、地域の指導者（指導を希望する教職員を含む）が行う。

学校部活動からの移行にあたっては、合同練習型、部活移行型といった地域や競技の実情に合わせて、全市・ブロック・近隣校区同士の学校の枠を超えた活動単位や校区単位による地域クラブ活動として行うことにより、現在の学校部活動をめぐる課題の解決を目指す。

また、学校部活動にある種目に加えて、姫カツ連携活動制度を導入することで、多様なニーズに応じた子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することを目的とする。

(2) 位置付け

「姫カツ」は、学校教育外の活動であり、本市においては、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付ける。



	学校部活動	姫カツクラブ	民間クラブ・団体
位置付け	学校教育の一環	学校教育外の活動 ※「社会教育」の一環	学校教育外の活動 (姫カツ連携活動)
運営・管理主体	学校	姫カツ運営事務局	各団体
実施団体		運営事務局の登録団体 (姫カツクラブ)	各団体
指導者	教職員、部活動指導員等	地域指導者 希望する教職員（兼職兼業）	地域指導者
参加対象	当該校の生徒	対象エリア（校区）の 希望する中学生等	希望する中学生等
活動場所	学校施設	学校施設 ※優先 市施設や民間施設等	市施設・民間施設・学校施設等
費用負担	部費（実費相当）	月会費、年会費等	月会費、年会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等	スポーツ安全保険等
中体連大会への 出場資格	学校	学校or地域クラブ ※部活動を移行した団体	地域クラブ ※県参加資格特例に準ずる

地域展開による中学生のスポーツ・文化芸術環境



(3) 対象者

希望する中学生とする。

【補足】

- ・ 姫カツの趣旨から、指定した単独または複数の中学校区で構成される活動エリアへの参加を基本とします。なお、各ご家庭の判断により指定した中学校区以外の姫カツクラブに参加することも可能とします。
- ・ 小学生等の参加については、姫カツクラブが管理責任等を明確にした上で、認めた場合は可能とします。

(4) 実施形態

本市においては、競技種目や地域の実情に応じた地域展開を推進するため、合同練習型と部活移行型（チーム型）の2つの実施形態を設定し、活動単位も全市で1クラブからブロック単位による複数校また校区など様々な形を示すこととする。

学校部活動にかわる活動として学校や地域と連携して受け入れ、合同練習型及び部活移行型（チーム型）の活動を担う実施団体を「姫カツクラブ」とする。

【改革実行期の姫カツ実施形態】

形 態	平 日	休 日	大会出場
主に個人競技 合同練習型	学校部活動	姫カツクラブ 合同練習 ・全市やブロック等の単位で合同練習 (学校の枠をこえた交流によるスキルアップ)	学校 から出場
主に団体競技 部活移行型 (チーム型) 【活動体制が整った場合は 平日も移行】	学校部活動	姫カツクラブ (チーム) ・全市やブロック等の単位のチームで 練習及び大会参加	姫カツ チーム から出場

※今後、競技ごとに実施形態、活動単位、活動場所等を決定します。

姫カツクラブとは

- 学校・地域との連携により、学校部活動を受け入れた団体
- 活動単位は、全市・15ブロック・7ブロック・4ブロック・ほぼ学校単位など、競技によってブロック編成は異なります。

【補足】

①指導体制について

○合同練習型

各協会や連盟、または姫カツ運営事務局が募集し配置した指導者が行います。

○部活移行型(チーム型)

姫カツ運営事務局が募集し、要件を満たし姫カツクラブとして登録された団体が行います。

②部活移行型(チーム型)の大会参加について

大会参加資格を満たす場合は、姫カツクラブから地域クラブとして参加することとなります。
 兵庫県中学校体育連盟に申請する際は、「学校部活動から地域クラブ活動へ移行した団体」
 (「令和7年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」※今後、変更の可能性あり)に位置付けることとします。

③平日の活動について

平日の活動体制が整っている姫カツクラブについては、団体と姫カツ運営事務局及び学校との協議により、順次平日の活動も展開していきます。

④各競技における令和 8 年(2026 年)9 月からの休日の姫カツ活動体制について

競技名	実施団体	活動単位	活動形態
陸上競技	姫路市陸上競技協会	全市またはブロック単位	合同練習型
水泳競技	姫路水泳協会	全市またはブロック単位	合同練習型
体操競技	姫路体操協会	全市単位	部活移行型
ソフトテニス	※指導者公募	学校単位または近隣校合同	合同練習型
卓球	※指導者公募	学校単位または近隣校合同	合同練習型
バレーボール	※団体公募	学校単位または近隣校合同	部活移行型
バスケットボール	※団体公募	学校単位または近隣校合同	部活移行型
軟式野球	※団体公募	学校単位または近隣校合同	部活移行型
相撲	姫路市相撲連盟	全市単位	部活移行型
サッカー	※団体公募	学校単位または近隣校合同	部活移行型
柔道	姫路柔道協会	ブロック単位	部活移行型
剣道	※団体公募	学校単位または近隣校合同	部活移行型
ソフトボール	※団体公募	ブロック単位	部活移行型
吹奏楽	西播吹奏楽連盟	学校単位または近隣校合同	部活移行型

※文化部については、関係団体と活動体制について検討中です。

※姫カツの趣旨から、各姫カックラブごとに受入れ対象とする学校を指定します。

※活動単位について

- ・全市…市内 1 か所での活動になります。
- ・ブロック…市内を複数の地区（2～8 か所程度）に分けて活動します。
- ・近隣校合同…近隣校 2～3 校合同での活動になります。
- ・学校単位…中学校校区単位での活動になります。

※活動単位については、団体や指導者の登録数に応じて柔軟に変更します。

※各協会や連盟が実施する競技については、各協会や連盟から参加を希望する指導者を募集します。各協会や連盟に加入されていない方は、姫カツ指導者バンクにて募集を行います。

※合同練習型の競技については、令和 10 年 10 月までに、部活動移行型(チーム型)に向けた活動体制を整えていきます。

※姫カックラブ以外のスポーツ活動、文化芸術活動については、令和 8 年度より「姫カツ連携活動」の参加団体として周知します。(令和 7 年度中に募集開始予定)

(5) 実施体制

地域クラブ活動は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

①運営・管理主体

姫路市においては、姫カツ運営事務局を設置し、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行っていく。

姫カツを持続可能なものとするために、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘、育成、姫カツクラブへの指導者等の紹介を行う姫カツ指導者バンクを設置する。また体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスや熱中症対策等の指導者研修対策を行う。

②実施団体（姫カツクラブ）

各活動については、姫カツ運営事務局によって認定された姫カツクラブが担う。

姫路市では、既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民や団体、民間事業者などが新たに創設したスポーツ・文化芸術団体など、多様な主体が姫カツクラブとなることが想定される。

姫カツクラブは、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動にかかる消耗品費、大会参加費等）の管理（集金、支払い）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

各活動の運営体制については、参加者の募集、保険の加入、参加費の集金、指導者報酬の支払いなどの事務を姫カツ運営事務局が一元的に管理する「事務局運営団体」を基本とするが、改革完了期までに「自主運営団体」となることを目指す。

③姫カツ推進協議会（姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動推進協議会を発展）

姫カツが基本理念に沿う活動とするために、保護者や学校、関係団体の代表などを交え、活動の実施における諸課題や諸問題などの解決に向けた検討を行い、対応策などを提言する。

④指導者等

姫カツにおいて指導することができる指導者、サブ指導者、ボランティア指導者（以下「指導者等」という。）であり、活動において、姫カツクラブの活動計画に基づき、練習の指導、大会などの引率等を行う。

⑤コーディネーター

姫カツを持続可能なものとするために、種目ごとの活動エリアの調整、姫カツクラブと中学校、競技団体との連絡調整、活動の実施における課題の把握と課題に対する助言、指導等を行う。

【イメージ】



【姫カックラブの認定要件】

姫カックラブは、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であるため、以下の要件を全て満たすこととする。

- 学校・地域との連携により、学校部活動を受け入れた団体であること
 - 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
 - 姫路市内に活動拠点のある団体であること
 - 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
 - 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
 - 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
 - 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または姫路市が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
 - 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
 - 適切な活動時間や休養日等を設定していること
 - 代表者・指導者は18歳以上（高校生は除く）であること
 - 代表者や指導者、スタッフなど、3名以上で構成することを原則とする。
 - 代表者・指導者・スタッフについて、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条の各号（※1）に該当しない者であること
 - 代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第9条の各号（※2）に該当しないこと
 - 政治・宗教を目的とした団体等ではないこと
 - 営利を目的とした活動ではないこと
- ※1 暴力団、暴力団員、これらと密接な関係にある者など
- ※2 禁錮以上の刑に処せられていた者、教職員免許状失効後3年以内の者など

【補足】

- ・活動期間は当該年度末までとし、指導における不適格行為等がない場合は、以後、1年ごとに自動継続します。
- ・姫カックラブは、大学生などの学生のみで構成することはできません。
- ・「営利を目的とした活動ではない」とは、活動に係る人件費、消耗品や使用料等の直接経費と、会費等の収入が概ね均衡している状態を指します。
- ・本手引き並びに姫カッ運営事務局の定める関係規定に違反し、本市又は姫カッ運営事務局による指導を経てもなお是正されない場合には、認定を取り消します。また、違反の内容等が姫カッの趣旨・目的を著しく逸脱するなどした場合は、指導を経ずに認定を取り消すことがあります。

(6) 活動場所

- ① 姫カックラブは、学校施設を基本の活動場所とし、必要に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間施設等を活動場所とする。
- ② 市は、活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署又は機関と必要な調整を行う。

【補足】

- ・ 姫カックラブの活動場所は、中学校施設を目的外使用として使用できるよう、ブロック編成と合わせて、募集・調整の際に、姫カックラブと姫カッ運営事務局及び学校と協議をして決定します。
- ・ 保護者等の負担軽減等を図るため、使用料の減免等について今後検討します。
- ・ 活動場所への移動については、現地集合・現地解散とし、自己の責任で行うこととします（学校管理外）。自転車や公共交通機関、送迎等、移動手段は限定しません。
- ・ 移動中の事故については、スポーツ安全保険が適用されます。ただし、保護者の自動車等による送迎の場合は保険適用対象外となります。

(7) 参加費等

- ① 活動の維持・運営に要する費用は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ② 姫カッ運営事務局または姫カックラブは、地域クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち指導者謝金、保険料等にあてるため、参加費を集金する。
- ③ 姫カックラブは、活動の維持・運営に要する費用のうち活動に必要な消耗品の購入費、大会参加費等にあてるため、必要に応じてクラブ運営費を集金することができる。なお、クラブ運営費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
- ④ 市は、適切な参加費の設定や保護者等の負担軽減等を図るため、必要に応じて対策を講じるものとする。

【補足】

- ・ 参加費（月会費）は、休日のみの活動においては、3,000 円/月程度を予定しています。
- ・ 参加費に加えて、諸経費（保険料、連絡用アプリの使用料、事務経費）として、3,000 円/年程度を予定しています。
- ・ 指導者謝金は、参加者が負担する参加費から充当することとします。姫カッ運営事務局基準額として指導者が1時間あたり 1,500 円（交通費、所得税、消費税などを含む）を予定しています。
※指導者謝金は時間（半日や1日単位）や年間活動回数について、支払い上限を定めます。
※指導者の人数等の基準については、競技ごとに別途定めることとします。
- ・ 希望によりボランティア（無償）も可能です。ただし、指導者登録は必要です。
- ・ 活動にあたり、学校施設や備品を使用することはできますが、消耗品（個人で使用するもの、ラインパウダー、救急セットなど）は原則として、団体が準備するものとしします。

姫カックラブの運営費用と負担内訳

経費の内訳と負担者のイメージ

姫カックラブ運営	全体の統括（姫カツ運営事務局）		公費
	事務局管理	指導者謝金 運営事務諸経費（保険料など）	
	各団体裁量	交通・通信費 登録料 施設使用料 備品・消耗品	受益者負担 （月会費・年会費・クラブ運営費）
		被服・消耗品 交通費・旅費 保険料（賠償責任保険付） 交際費	
		指導者個人と	

（８） 保険の加入

- ① 活動の参加者、指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。
- ② 姫カツ運営事務局は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加者に対して指定する保険の加入を義務付ける。

【補足】

- ・参加者及び指導者等は、原則、スポーツ安全保険に加入することとします。
※中学生：年額 800 円、指導者：（運動）1,850 円、（文化）800 円
- ・参加者及び指導者等の保険の加入（賠償責任保険を含む）については、自己負担とします。
- ・活動中のトラブルや事故等の責任は、指導者や姫カックラブ、姫カツ運営事務局が各範囲において負うことになります。

（９） 適切な指導の実施

姫カツにおいては、国のガイドラインに準じ、次のとおり指導を実施する。

- ① 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- ③ 中央競技団体又は学校部活動にかかわる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。

(10) 適切な休養日等の設定

活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、国のガイドラインに準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守する。

- ① 学校の学期中は、週当たり2日以上（平日において少なくとも1日以上、週休日等において少なくとも1日以上）を休養日とする。
- ② 学校の長期休業中は、学期中に準じて休養日を設ける。また、参加者が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上休養日を設けることができない場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、週休日等のみ活動する場合においても、原則として1日以上を休養日とし、週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上休養日を設けることができない場合は、休養日をほかの週休日等に振り替える。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日の活動では2時間程度、週休日等の活動では3時間程度とする。
- ⑤ 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行う。

【補足】

- ・国のガイドラインに示されているのは、適切な休養日等の設定についてであり、活動日及び時間については、各団体や指導者の実情に応じて設定してください。

(11) 指導者等の要件等

- ① 姫カツにおいて指導することができる指導者は、姫カツ運営事務局が指定する研修を受講した者とする。
- ② 指導者等は、関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ③ 姫カツにおける指導者等については、市立学校の教職員の兼職兼業を認める。
- ④ 指導者等に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応については、姫カツ運営事務局が設ける相談窓口のほか、競技団体等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

【補足】

- ・指導者としての要件は、姫カツクラブの認定要件に準じます。
- ・令和8年9月からの活動開始までに、姫路市における指導者の研修制度を整えます。
- ・姫カツにおける指導においては、指導者資格等の保有を義務付けるものではありませんが、中学校体育連盟や競技団体への加盟についてはその限りではありません。
- ・市立中学校の教職員の兼職兼業については、令和5年1月30日付文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」に基づき、希望する教職員が所属校の校長等へ相談・了承の上、姫路市教育委員会の兼職兼業の許可を得て、姫カツの指導に従事することとなります。

(12) 学校との連携等

- ① 姫カックラブとその活動エリア内の中学校・義務教育学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体での中学生の望ましい成長の保障に努める。
- ② 姫カツ運営事務局は、コーディネーターと連携し、姫カツが認定要件に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブの取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- ③ 学校は、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知する。
- ④ 学校部活動の地域展開が完了するまでの間は、姫カツの指導者等と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、参加者や保護者等への説明を適切に行う。

【補足】

- ・ 姫カツの趣旨から、各姫カックラブごとに受入れ対象とする中学校区エリアを指定し、参加生徒は指定されたクラブへ参加することを基本とします。なお、各ご家庭の判断により指定した中学校区以外の姫カックラブに参加することも可能とします。
- ・ 姫カックラブは、定期的に姫カツ運営事務局に活動状況を報告し、姫カックラブ及び指導者と姫カツ運営事務局・学校との情報共有を図ります。

(13) 姫カツ連携活動

姫カツクラブが行う活動以外に、姫カツ運営事務局が、次の要件を満たす活動団体と連携し、姫カツ連携活動として、学校や市民へ広く周知を図る。主に学校部活動にない競技種目における中学生が参加可能な地域クラブ活動や講座・教室等を対象とする。体験型活動やレクリエーション活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、他世代との交流による活動等、中学生が多種多様な活動に参加する機会を確保し、本市におけるスポーツ・文化芸術活動の振興と普及を目指す。

【姫カツ連携活動の要件】

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
- 姫路市内に活動拠点のある次のいずれかに該当する活動であること
 - ・ 姫路市スポーツ協会、スポーツクラブ 21、スポーツ少年団に加盟するスポーツ団体等が実施する活動
 - ・ 市や公民館が主催する講座や教室等
 - ・ 本市の教育やスポーツ、文化芸術の振興に寄与する活動を行う団体等が実施する活動
- 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- 代表者・指導者は18歳以上（高校生は除く）であること
- 代表者・指導者・スタッフについて、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条の各号（※1）に該当しない者であること
- 代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第9条の各号（※2）に該当しないこと
- 政治・宗教を目的とした団体等ではないこと
- 営利を目的とした活動ではないこと
 - ※1 暴力団、暴力団員、これらと密接な関係にある者など
 - ※2 禁錮以上の刑に処せられていた者、教職員免許状失効後3年以内の者など

【補足】

- ・ 姫カツ連携活動については、令和8年度当初から、市内中学生に活動について周知することができるよう、令和7年度中に姫カツ運営事務局より募集・登録を行っていきます。
- ・ 姫カツ連携活動については、既存団体（新規設立団体も可能）の活動を、中学生に広く周知することで多様な活動機会の実現を目指すものであるため、姫カツクラブとは管理運営体制が異なります。
- ・ 「営利を目的とした活動ではない」とは、活動に係る人件費、消耗品や使用料等の直接経費と、会費等の収入が概ね均衡している状態を指します。

(14) その他

- ① 姫カツ運営事務局及び姫カツクラブは、将来的に姫カツが中学生だけでなく、ほかの世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること等を目指し、活動の充実を図る。
- ② 近隣市町とも連携し、中学生が希望する姫カツなどの地域クラブ活動に参加できる機会が確保されるよう、相互利用の環境を整備する。
- ③ 今後、国や兵庫県が新たな方針を示した場合などは、必要に応じて本市推進計画の見直しを行う。

【補足】

○個人情報の取り扱い

- ・ 姫カツの運営事務局及び実施主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。
- ・ 参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどが無いように、十分配慮しなければなりません。

○ガイドラインの改定について

- ・ 本ガイドラインは、姫カツ推進協議会等で定期的に見直しを行い、必要に応じて改定することとします。

〈参考資料〉

- (1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(令和4(2022)年12月)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf



- (2) 姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動（新たな地域クラブ活動「姫カツ」）推進計画
(令和6(2024)年12月)

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000018734.html>

